

特定非営利活動法人会津ワイナリー会

特定非営利活動促進法の改正（貸借対照表の公告義務）に伴う定款の変更について

平成 30 年 10 月 1 日に法改正が施行され、毎年度、貸借対照表の公告が必要になりました。これに伴い、当会の定款第 55 条（公告の方法）を以下の通り変更します。

現：この法人の公告は、この法人の掲示場、官報に掲示するとともに、ホームページに掲載して行う。

新：この法人の公告は、この法人の掲示場、官報に掲示するとともに、ホームページに掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

説明：

定款第 55 条（公告の方法）は、そもそも NPO 法人が解散する際に、債権者保護を目的として行うよう、NPO 法で定められたものです。

従ってこれまではあまり関係のない条項との理解でしたが、今回の法改正で毎年度貸借対照表の公告が義務付けられました。

もちろん、現定款のまま、毎年貸借対照表の公告を官報に掲載すればよいわけですが、官報に掲載するのに、10 万円近くの費用が発生することが判明しました。

そこで、提案のように定款を変更することにより、毎年度貸借対照表の公告はホームページに掲載して行うだけでよくなります。

よろしく申し上げます。